平成２９年（フ）第１１４４号
名古屋市守山区大森４丁目902番地　セレクト・ドゥ201号
債務者　山越　純子
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１４号
北九州市小倉北区金田２丁目１番32―505号
債務者　渡部　剛士
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４２６号
北九州市八幡西区萩原２丁目10番４―401号
債務者　岡村　廣美
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４４３号
北九州市八幡東区藤見町２番３号
債務者　早田　和美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４４７号
北九州市小倉北区上富野５丁目10番20号（103）
債務者　山崎あゆみ
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４６０号
北九州市八幡西区永犬丸西町３丁目４番19号（103号）
債務者　田中　祐子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４６３号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目12番５―401号
債務者　河原　秀樹
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７１号
岐阜県養老郡養老町高田2443番地１　ロイヤルグランデサクラ406号室
債務者　鷲野　伸彦
1　決定年月日時　平成29年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２６５号
愛知県豊田市大林町16丁目16番地５　エコルデバリス605号
債務者　野田　孝行
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３４６号
住居所秘匿、前々住所愛知県一宮市昭和３丁目８番17号　グリーンパーク203号
債務者　久保　裕子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３７１号
埼玉県富士見市大字鶴馬3237番地１　県営住宅富士見鶴馬団地２―402
債務者　松野　弓美
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８７号
埼玉県所沢市緑町２丁目10番７―105号
債務者　大塚　香乃
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３８８号
埼玉県狭山市大字上奥富258番地の２　メゾンヘルメスＢ―102
債務者　中村　克樹
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３９４号
埼玉県坂戸市本町７番２―803号　ジェム坂戸グリーンアベニュー、前住所埼玉県坂戸市八幡２丁目５番15号　メゾンジュネス203号室
債務者　日比野さおり
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４００号
埼玉県志木市柏町４丁目６番10―206号
債務者　三枝　幹雄
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４０７号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番７―505号　新鶴団地
債務者　鈴木　　譲
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４０８号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番７―505号　新鶴団地
債務者　鈴木　瑞生
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部